

発議案第14号

「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成24年3月6日

八千代市議会

議長 江野澤 隆之 様

提出者	八千代市議会議員	茂 呂	剛	印
賛成者	八千代市議会議員	奥 山	智	印
	同	坂 本	安	印
	同	西 村	幸 吉	印
	同	原	弘 志	印
	同	堀 口	明 子	印

提案理由

「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を求める。
これが、本案を提出する理由である。

「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を求める意見書

今、国民の「こころ」は深刻な状況にある。平成10年から毎年3万人以上の人々が自殺によって命をなくしており、平成17年には300万人以上の人々が精神科を受診するようになっているのである。

平成23年7月、厚生労働省は「4大疾病」と位置づけて重点的に対策に取り組んできた「がん、脳卒中、心臓病、糖尿病」に精神疾患を加えて、「5大疾病」とする方針を決定した。精神疾患の症状による社会生活の困難さは、外からは見えにくく、本人の生きづらさが理解されがたいことなどから、他の2障害とは大きく異なっているのである。

福祉分野においては、3障害を支援する法律が制定されたが、サービスの基盤体制は立ちおくれしており、また、医療においては、精神科以外の入院病棟では患者16人に対して医師1人以上であるが、精神科病棟では患者48人に対して医師1人となっており、一般の医療水準よりも低く設定され、慢性的な人手不足となっている。

地域で暮らす患者を支える家族に対しても支援が必要であることが認識されるようになったが、長期の精神障害を持つ人の家族が精神健康上の困難を持つ率は一般の人々の3倍であることもわかっており、家族への精神疾患・治療に関する情報提供、实际的・情緒的な支援等が必要であるが、日本ではこの部分も皆無に近く、ようやく家族教室等が開かれ始めたところである。

厚生労働省の「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」の報告をもとに、家族、当事者、医療福祉の専門家及び学識経験者による「こころの健康政策構想会議」が設立され、平成22年5月、厚生労働大臣に「こころの健康政策についての提言書」が提出された。この中で、精神医療改革、精神保健改革、家族支援を軸として、国民すべてを対象とした、心の健康についての総合的・長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を強く求めている。

よって、国会及び政府に対し、「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月22日

八千代市議会

提出先

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

厚生労働大臣様